

## 令和5年 予算審査特別委員会（総括質疑）

- 1 開催期日 令和5年3月16日（木） 午前10時00分から午前11時13分
- 2 開催場所 市役所5階 本会議場
- 3 出席委員 橋本博委員長、佐藤敏男副委員長、滝久美子委員、坂本覚委員、稲田保子委員、  
桜井芳信委員、鶴谷聡美委員、佐々木百合香委員、青木崇委員、島崎圭介委員、  
久保田智委員、山本博己委員、永井桃委員、人見哲哉委員、藤田豊委員、  
木村真千子委員、大迫彰委員、小田島雅博委員、野村幸宏委員、中川昌憲委員
- 4 欠席委員 沢岡信広委員
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者
- |         |       |          |       |
|---------|-------|----------|-------|
| 監査委員    | 川村 豊  | 副市長      | 水口 真  |
| 教育長     | 吉田 孝志 | 企画財政部長   | 川村 裕樹 |
| 総務部長    | 千葉 直樹 | 市民環境部長   | 高橋 直樹 |
| 保健福祉部長  | 奥山 衛  | 保健福祉部理事  | 柄澤 尚江 |
| 子育て支援部長 | 尾崎 英輝 | 建設部長     | 新田 邦広 |
| 経済部長    | 及川 浩司 | 水道部長     | 人見 桂史 |
| 会計室長    | 藤縄 憲通 | 監査委員事務局長 | 安田 寿文 |
| 教育部長    | 吉田 智樹 | 教育部理事    | 後藤 章夫 |
| 消防長     | 三上 勤也 |          |       |
- 7 事務局 事務局長 砂金和英 書記 坂井明日加
- 8 傍聴者 なし
- 9 案件 議案第16号 令和5年度北広島市一般会計予算  
議案第17号 令和5年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算  
議案第18号 令和5年度北広島市霊園事業特別会計予算  
議案第19号 令和5年度北広島市介護保険特別会計予算  
議案第20号 令和5年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第21号 令和5年度北広島市水道事業会計予算  
議案第22号 令和5年度北広島市下水道事業会計予算

議事の経過

## 橋本委員長

ただいまから、予算審査特別委員会を開会いたします。

それでは、

議案第16号 令和5年度北広島市一般会計予算

議案第17号 令和5年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算

議案第18号 令和5年度北広島市霊園事業特別会計予算

議案第19号 令和5年度北広島市介護保険特別会計予算

議案第20号 令和5年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算

議案第21号 令和5年度北広島市水道事業会計予算

議案第22号 令和5年度北広島市下水道事業会計予算

以上7件を一括して議題といたします。

総括質疑を行います。

通告順に発言を許します。

それでは、日本共産党の総括を行います。

初めに、永井桃委員。

## 永井委員

それでは私から、大項目2項目について伺います。

まず初めに、平和推進事業についてですが、ロシアのウクライナ侵略開始から1年がたちました。その中で、ロシアのプーチン大統領は、核兵器を使うこともいとわないというような大変危うい発言を行うなど、核兵器が使われるリスクが高まる世界的情勢の中で、その使用や威嚇などを包括的に禁止する核兵器禁止条約があります。こちらを2023年1月時点では、世界の92か国が署名、68か国が批准しています。国内においては、2022年の12月時点で648自治体が日本政府に条約の署名・批准を求める意見書を採択しています。

平和都市を宣言している本市としても、さらなる平和への意思表明を市内外に向けてアピールするべきと考えることから、以下伺います。

最初に、平和都市宣言のPRについてですが、1988年に平和都市を宣言した本市では、毎年8月から9月に本庁舎において、懸垂幕を掲揚して宣言を発信しています。また、2008年には平和首長会議にも加盟し、平和推進事業に取り組んでいますが、市内の平和活動団体などからは、以前より懸垂幕の通年掲揚が望まれています。市民の平和への意識促進やボールパーク開業に伴い増えるであろう来訪者へのアピールも含めて、これまで以上に積極的な事業の取組が求められると考えますが、市は、懸垂幕の通年掲揚は場所の確保が難しいとの理由から、実現に至っておりません。具体的にどのような部分で難しいのか伺います。

また、現在実施している期間限定の掲揚に関わる諸経費についても伺います。

続きまして、平和の灯公園への案内表示について伺います。

平和の灯公園前において、案内表示看板が新しく設置されましたが、人の流れが多いJR駅施設におけるPRも大切な平和事業であると考えます。

JR駅東西出入口やエルフィンパーク内などを利用した案内看板の設置や、一文字幕の掲揚などについての検討について伺います。

3つ目に、非核都市宣言の取組について伺います。

1984年に広島県府中町で設立された日本非核宣言自治体協議会では、「核戦争による人類絶滅の危機から、住民一人一人の命と暮らしを守り、現在及び将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命である」、こちら設立趣旨より抜粋いたしました、とうたわれています。

本市が加盟している平和首長会議においても、核兵器廃絶への道を切り開くことを目的としていますが、自治体と

して最も大切な市民の命と暮らしを最優先に守るという意味からも同協議会への加入について検討を進めるべきと考えますが、見解を伺います。初回質問、終わります。

**橋本委員長**

水口副市長。

**水口副市長**

永井議員のご質問にお答え申し上げます。平和推進事業についてであります。平和都市宣言の懸垂幕での周知につきましては、毎年8月から9月の期間に、きたヒロシマ平和展や平和の灯記念事業などの開催に合わせて掲示を行っているところであります。

市庁舎における懸垂幕での掲示につきましては、庁舎正面入口側の壁面に2か所、JR側の壁面に1か所の掲示スペースを設け、交通安全運動の期間に合わせた交通事故防止の取組や市税の意義を伝える取組、人権擁護週間に合わせた人権意識啓発の取組など、主に市政全般について周知するために、様々な啓発内容を期間を区切って掲示しているところであります。

なお、掲示に関わる経費につきましては、新たな掲示を行う際には、懸垂幕の作成費用が必要となるものであります。

次に、平和の灯公園への案内表示についてであります。市道の拡幅工事に伴う平和の灯公園の改修工事において、新たに市道西裏線、アンビシャス通りからの入口に「園名板」を設置したところであります。

本市と歴史に関わりの深い広島県広島市の広島平和記念公園にある平和の灯を分火させていただき、世界の平和と友好を願い、平和の灯公園に平和の灯をともしていることを知っていただく取組を継続していくことで、平和の尊さや大切さを広めるための普及・啓発を進めてまいりたいと考えております。

次に、日本非核宣言自治体協議会についてであります。当該協議会は昭和59年に設立され、日本国内の自治体と連携し、核兵器廃絶に向けた平和推進活動を行っている団体であると認識しております。

本市におきましては、世界の各都市が加盟する平和首長会議に平成20年4月に加盟しており、平和首長会議は日本非核宣言自治体協議会とも連携して、様々な平和推進活動を展開しているところであります。非核宣言自治体協議会への加入につきましては、現在のところ考えていないところであります。以上であります。

**橋本委員長**

永井委員。

**永井委員**

それでは再質問いたします。懸垂幕については、新たな掲示を行う場合には作成費用が必要ということですが、今ある既存の懸垂幕で十分だと思います。なので、新たな作成費用というのは特にかからないのではないのかなと思いますけれども、その辺についての見解を伺います。

**橋本委員長**

1点だけでいいですか。

高橋市民環境部長。

**高橋市民環境部長**

永井委員の再質問にお答えを申し上げます。先ほどもご答弁しましたとおり、平和の期間に合わせて懸垂幕を掲示しておりますので、これを引き続き掲示していきたいというふうに考えております。以上でございます。

橋本委員長

永井委員。

永井委員

では、新たな案内表示などの設置、案内看板などの設置ですが、私の初回答弁のほうでは JR 駅東西出入口や、また周辺近辺などを利用して新しく検討してはどうかと質問しましたが、それについてのちょっと答弁がなかったかと思うんですけども、そちらについて伺います。

橋本委員長

高橋部長。

高橋市民環境部長

お答えを申し上げます。平和の灯公園の意義につきましては、先ほど副市長のほうから答弁させていただいたとおりという形でございます。

これらをしていくというのは場所の案内も含めまして、今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

橋本委員長

永井委員。

永井委員

予算特別委員会のほうでも、JR 駅周辺の土地の所有者などとの協議が必要という答弁があったかと記憶しておりますので、ぜひそちらのほうも今後進めていただきたいと思いますことを申し上げます。

非核宣言自治体協議会への加入についてなんですけれども、こちら協議会の活動の理念としまして、ご承知かと思えますけれども、全国の自治体、さらには全世界の全ての自治体に核兵器廃絶平和宣言を呼びかけるとありますよね。なので、必ずしも国内に向けた活動にはとどまっていないのではないかと私は考えております。

札幌、旭川、また近隣市では石狩市などは平和首長会議にも非核宣言自治体協議会にも加盟、加入しておりますので、ぜひこういう近隣市町村、他市町村の動きなどを参考に、ぜひ当市においても今後加入について検討していただきたいと思えます。

こちら年会費、分担金という形で協議会のホームページには載っていますけれども、人口5万人以上の市については、自治体については年間6万円の分担金ということですので、こちらこの分担金の支出などについても何か見解がありましたら、今後の加入などの検討について併せて見解がありましたら、改めて伺います。

橋本委員長

高橋部長。

高橋市民環境部長

お答え申し上げます。日本非核宣言自治体協議会が掲げる活動理念につきましては、今お話がありましたとおり、平和を望むに当たっては、国同士の争いや戦争を回避することが必要である以上、平和に向けた活動の中には当然に国外に向けての呼びかけが含まれるものであると承知をしております。

また、当協議会につきましては国内に限定した活動ではないことも理解しているところでございます。

本市といたしましては、縁の深い広島県からの呼びかけに応じる形で平和首長会議に加盟した経緯もございますので、先ほどの答弁にもございましたとおり、引き続き平和首長会議の一員として、この会議の活動を通じて平和への取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### 橋本委員長

永井委員。

#### 永井委員

では、大項目2つ目の国民健康保険事業特別会計について質問を移ります。

初めに、国民健康保険税などについてですが、当市の2023年度の北海道への納付金は、前年度比で約1,025万円増となりましたが、市は基金を取り崩して現行税率で据え置くことにしました。こちら、市民負担増にならないように努めていただいたことと私のほうも認識しております。

一方で、2018年度から制度の都道府県単位化によって保険税の一律化が図られていることで、2024年度には全国的に大幅な引上げが想定されています。

今後北海道が示す納付金及び標準保険税率の改定の見通し及び当市における制度改定の見通しと市民影響についての見解を伺います。

次に、とどまる見通しが立たない物価高の中で、払いたくても払えない国保税の負担軽減策が必要と考えます。国における対策構築はもちろんですが、自治体独自の軽減策も必要と考えます。

名古屋市では2010年度から法定外繰入れで、被保険者全員の均等割の3%減免や、他都市より優れた要件で所得激減による減免制度を実施しています。

名古屋市の独自の控除制度・減免制度の認識を伺います。あわせて、当市における独自の負担軽減策の構築についての見解を伺います。

次に、当市の基金残高は、1月31日の民生常任委員会の報告でも示されましたように、2023年度末において91万3千円と示されましたが、今後の財源確保について伺います。

次に、コロナ感染症関連の財政措置について伺います。

新型コロナウイルス感染症が始まって以降、失業や収入減を余儀なくされた人たちへの国保税支援として、政府はこの間、収入が減少した方の保険税の減免や、協会けんぽ・健保組合などの制度である傷病手当金を国保加入者も利用できることとして、支給額の全額財政措置を行ってきました。当市の実績としても、2019年度から2022年度2月末時点で収入が減少した方の保険税の減免実績が351件、4,223万9千円、感染の疑いのある方への傷病手当金が、2020年度から2022年度2月末時点で34件、126万円であることが予算特別委員会のほうでも示されました。こちらも市民生活支援の一環を担ったと私は考えております。

一方で、政府は5月よりコロナ感染症を現在の2類相当の位置づけから、季節性インフルエンザなどと同等の5類に変更する方針を示しました。これに併せて国民健康保険税の減免及び傷病手当金に関わる財政支援を終了することを示しました。

5類変更後も感染者や患者は一定数発生することは十分想定されることから、今後も国において財政措置を継続するよう、全国市長会などでの要請などが必要と考えますが、見解を伺います。

#### 橋本委員長

水口副市長。

#### 水口副市長

国民健康保険事業についてであります。北海道が示す令和6年度の国保事業費納付金及び標準保険税率についま

しては、令和3年度から令和5年5月診療分までの北海道全体の1人当たり診療の実績により推計した保険給付費などにより、令和6年1月頃に示される予定であります。

また、本市の保険税率につきましては、この北海道から示される国保事業費納付金及び標準保険税率等により算定することから、これらについて現段階において見通しをお示しすることは難しいものと考えているところであります。

次に、市独自の負担軽減策についてであります。名古屋市における均等割の3%減免等につきましては、一般会計からの法定外繰入金により、国保都道府県単位化が始まる以前から実施されているものと承知しているところであります。

本市におきましては、国保都道府県単位化に伴い、北海道が保険料及び減免基準等の統一化を目指していることから、市独自の負担軽減策につきましては考えていないところでございます。

次に、今後の事業運営に必要な財源の確保についてであります。医療費の適正化、特定健診等の保健事業の推進、収納率の向上対策などにより、引き続き確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、国の国民健康保険災害等臨時特例補助金等を活用しました保険料の減免及び傷病手当金についてであります。新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけの変更等に伴い、保険料の減免につきましては令和4年度課税分、傷病手当金の給付につきましては本年5月7日までの対象感染者をもって終了されることとなったところであります。

国への要請等につきましては、北海道市長会等での議論の動向を注視し、判断してまいりたいと考えているところでございます。以上であります。

#### 橋本委員長

永井委員。

#### 永井委員

では、国の財政措置ですけれども、今後北海道市長会などで継続して議論なども行っていただいて、必要であればぜひ国にまた特例的な財政措置を行うよう、要請していただきたいと申し上げておきます。

再質問のほうですが、次年度の財源確保というところで質問いたします。2023年度におきましては、さらなる財源確保を行うことが必要だと考えておりますけれども、これまで行ってきた取組のほか、新たな事業取組などは検討されていないのでしょうか。伺います。

#### 橋本委員長

奥山保健福祉部長。

#### 奥山保健福祉部長

再質問にお答えいたします。令和5年度における財源確保対策についてであります。財源の確保につきましては、医療費の適正化、特定健診等の保健事業の推進、収納率向上等対策など各種事業を推進する中で継続して行ってまいりたいと考えているところであります。

また、令和5年度につきましては次期データヘルス計画、特定健診等実施計画の策定年度に当たりますことから、新たな計画の策定に当たっては、医療費適正化のさらなる推進など、財源の確保につきましても検討してまいりたいと考えております。以上であります。

#### 橋本委員長

永井委員。

**永井委員**

今後、国保の加入率などもまた下がっていく傾向が多分想定されていると思いますので、今後の財源確保のほうはきちんと行っていただきたいことを申し上げて、私のほうの総括質疑を終わります。

**橋本委員長**

続きまして、山本博己委員。

**山本委員**

私のほうからは、総括質疑3つ目の教育再生首長会議への参加についてお伺いします。

この問題は以前決算委員会で問題にしました。当時は日本会議という特定の思想団体との関係に問題になったんですけれども、今回はそれに加えて、旧統一教会との関係も明らかになってきています。この問題との関係で、教育再生首長会議への市長の参加と負担金の支出についてお伺いしたいと思います。

1つは、教育再生首長会議に参加への経緯についてお伺いします。教育再生首長会議は平成27年6月に設立されておりますけれども、市長はこの会議にいつから参加したんでしょう。また、この参加の動機、誰から入会の依頼があったのかを伺いたいと思います。

次に、教育再生首長会議を巡る問題についてです。教育再生首長会議は当初、規約4条に教育再生を進める全国連絡協議会に置くようになっておりました。この団体は日本教育再生機構内に事務局があり、日本教育再生機構の理事長である八木秀次氏というのが設立準備から関わっていたということが事実としてあります。八木氏は特定の教科書会社に関わっており、特定の教科書を採択するということをやっと運動してきたわけですけれども、旧統一教会の関係団体の天宙平和連合の講演にも度々講師として招かれていた人物であります。

また、当時事務局を担っていた教育再生を進める全国連絡協議会は、現在全国教育問題協議会と名前を変えていますけれども、この団体の顧問となっている方の数名が旧統一教会系の世界日報の会報に、つい最近までずっと登場しているという状況があります。

教育再生首長会議にはこうした団体人物と深く関わりがあったという事実を、市長はお認めになるんでしょうか。見解をお伺いします。

また、現在は事務局を変えておりますけれども、変更の理由は何か。

また、旧統一教会に関わっている人物との関係は本当に清算されたと言い切れるのか、見解をお伺いします。

次に、教育再生首長会議への参加についてです。教育再生首長会議は特定の人物、特定の思想、特定の教科書と結びついて教育の公平性などをゆがめる役割を果たしてきております。現在もこうした関係が断ち切れているのかも疑問であります。首長会議には一時140もの参加自治体もあったと聞いていますが、令和3年度の決算報告を見る限りでは、会費納入は103となっております。

旧統一教会の関係を断ち切ることが求められている中、また過去様々な問題のある人物、団体との関係を持っていたことを踏まえ、市長も教育再生首長会議を退会されたほうが市長のためにもよいと考えますが、見解を聞きたいと思います。

**橋本委員長**

水口副市長。

**水口副市長**

山本委員のご質問にお答え申し上げます。教育再生首長会議参加の経緯についてでございますが、平成27年8月に教育再生首長会議から書面により加入のご案内があり、教育現場に近い基礎自治体の長が様々な角度から意見交換や情報交換を行い、連携を図るといった趣旨に賛同し、平成28年度から加入しているところでございます。

次に、教育再生首長会議と他の団体との関係についてであります。改めて教育再生首長会議の事務局に確認したところ、基礎自治体の長及び経験者のみで構成される単独組織であり、ご質問の団体との関係はないとの回答をいただいているところでございます。

また、事務局の設置場所につきましては、事務の効率化を図るために変更したとの回答をいただいているところでございます。

次に、教育再生首長会議への今後の参加についてであります。教育基本法の改正、教育委員会制度の改正など、教育を取り巻く現状や課題、時代の変化に的確に対応するため、同じ課題を共有する自治体間の意見交換は重要と考えているところであり、令和5年度は会議に参加をしてみたいと考えているところでございます。以上であります。

**橋本委員長**

山本委員。

**山本委員**

今答弁ありましたけれども、1つ事実認識についてお伺いしたいと思うんですけれども、平成28年度から加入しているということなんですけれども、その時点で規約上事務局は教育再生を進める全国連絡協議会にあったと思うんですけれども、その団体は日本教育再生機構内にあったということについては事実としてお認めになるのでしょうか。

**橋本委員長**

千葉総務部長。

**千葉総務部長**

再質問にお答え申し上げます。事務局の設置場所につきましては、規約等によりましてその場所について承知していたところでございます。以上であります。

**橋本委員長**

山本委員。

**山本委員**

承知して加入したということなんですけれども、先ほども言いましたように日本再生機構というのは、特定の教科書を採択しようという、そういう運動をやっている団体だったんですね。その中心人物が理事長になっているということで、この教育再生首長会議にもそういうことを持ち込んで非常に大きな問題になってきました。

ですから、事務局を変更したのは効率化のためというふうに先ほど答弁ありましたけれども、特定の思想団体とか教科書採択を運動している団体と結びついていることについて非常に全国的に批判が起きたわけですよ。それで事務局を変更せざるを得なかったという状況です。ただ、本当にそれがそういう団体とか人物と縁が切れているのかというあたりは、非常に疑わしいと。というのは、名前自体も再生という名前をもう全然変えようとしていないということからも明らかだと思うんですね。特定の教科書会社と関わっていた人物だとか、そういうことに関わっていたということについてもお認めになって入会されていたんでしょうか。

**橋本委員長**

千葉部長。



**千葉総務部長**

お答え申し上げます。教科書の採択に関わる関連につきましては、私どもとしては承知していないところでございます。

**橋本委員長**

山本委員。

**山本委員**

これは個別質問のときにもお話ししましたが、武蔵村山市、設立時から参加した市なんですけれども、今脱退しておりますけれども、平成26年、27年のときにこのこと大きく問題になりまして、市側もここに深く関与しているということは認めているんですね。ですから、そういう団体と結びついてきた団体と、いまだに参加して公費負担で参加しているということ自体、問題じゃないかなと考えます。

その点で、市長答弁では令和5年度は会議に参加するという答弁でしたけれども、その後はやめるということでしょうか。

**橋本委員長**

千葉部長。

**千葉総務部長**

現在教育を取り巻く状況や課題、時代の変革に的確に対応する必要があると考えておりますので、現時点での退会は考えておりませんが、今後、首長会議の運営内容や事業計画などを十分把握しながら検討してまいりたいと考えております。以上であります。

**橋本委員長**

山本委員。

**山本委員**

統一教会とは、全体的に国も含めて縁を切っていくという流れです。今後この首長会議に参加してこういうことが問題になったときに、市長の責任が問われるということになりますので、その点を十分考慮して今後の対応を考えていただきたいなと思います。

次に、住宅関連事業の廃止についてお伺いしたいと思います。住宅政策は、住生活基本計画に基づいて行われているわけなんですけれども、その計画は令和6年度までになっております。しかし、政策の主要な柱となっていて行われている空き家流動化促進事業、リユース住宅活用サポート事業、住宅リフォーム支援事業が今年度で終了して、来年度の事業には予算としては計上されていないという状況があります。これらはどれも、個別質疑の中でもありましたけど、非常にニーズがあります。市民や、リフォームについてはリフォーム事業者、市内の事業者にも非常に好評な事業でありました。

事業ニーズがあるのに廃止するという一方で、これらのニーズに応えられなくなるということについて、どう考えるのか見解をお伺いします。

また、事業の効果としての負担軽減効果が少なくなったということも、個別質疑のときに廃止の理由に上げておりましたが、市が事業の補助金、年々減らしてきているんですね。年々減らしてきているということについても非常に批判があったわけなんですけれども、金額減らせば当然負担軽減効果というのは少なくなるわけですね。自ら金額を少なくしておいて、負担軽減効果が少なくなると。だから、効果が少なくなるから廃止するというのは、廃止

の理由にするのは本末転倒だというふうに思います。見解をお伺いしたいと思います。

次に、これらの事業については、事業評価の1次評価では、どれも今後本市の住宅施策の重要課題は、空き家の増加が想定され、財政的支援による流動化等の動機づけでは限界があるとのことから、他の住宅施策事業と併せて見直しが必要であるとしております。

要は、どんどん増えてくるんでお金がかかってくると。こういうものは廃止をしようということではないのかと思いますけれども、見解を聞きたいと思います。

次に、住生活基本計画との関係をお伺いします。先ほども言いましたように、この住生活基本計画は令和6年まであと2年あるわけですね。期間途中であります。この時期に廃止するということは、計画の主要施策が抜けてしまうことになるわけですね。その場合、計画の実効性を担保するために代替事業など検討するというのであれば話は分かるんですけども、新たな代替事業もなく、ただ事業を廃止するというのであれば、問題だと思います。

助成制度を廃止して、相談業務とか普及啓発事業ばかりの事業の組立てでは、計画の実効性が担保できないと考えますが、見解を伺います。

来年度の基本計画の策定を行っていくということなんですけれども、この検討の中で新たな事業の構築を行いながら、計画の実効性を担保していくということが本来の事業の進め方だと思います。そういう意味では、代替事業の構築がない以上、ニーズがあるこれらの事業を継続させて、基本計画の策定検討の中で住を取り巻く環境の変化などをきちんと分析して、それを踏まえた事業の構築を検討すべきと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

#### 橋本委員長

水口副市長。

#### 水口副市長

住宅関連事業についてであります。本市ではこれまで、市内の建設産業の振興や雇用の安定と、快適な住環境の整備を目的とした住宅リフォーム費用の助成、中古住宅の利活用に向けたリユースの補助、空き家の解消に向けて流動化を目的とした空き家解体費の補助を一体的に取り組んできたところでございます。

しかし、近年はボールパークの開業に伴う効果などによる住宅市場の変化や、少子高齢化の進展とライフスタイルの多様化等の複合的な背景により、住宅等へのニーズが大きく変化しているところでございます。

これらの事業につきましては、施策の効果を検証する必要があるものと考え、住宅リフォーム助成に関する条例の失効に合わせて見直しを行うこととしたところでございます。

なお、各事業における補助額につきましては、各事業を総合的かつ一体的に展開するため、補助率や助成金額、補助件数等の均衡を図るなど、事業効果を考慮して適宜設定してきたところでございます。

次に、政策評価についてであります。「事業をより効率化し、かつ効果的にするためには」という視点により評価を実施しており、住宅リフォーム支援事業、リユース住宅活用サポート事業、空き家流動化促進事業につきましては、「政策判断により、事業の廃止や縮小を見据えて事業内容等を見直す事業」としたところであります。

次に、事業の見直しによる住生活基本計画への影響についてであります。現計画は平成27年度から令和6年度までを計画期間として3つの基本目標を設定し、その目標を実現するために様々な住宅施策を展開することとしております。終了する住宅リフォーム支援事業につきましては、基本目標の1つである良質な住宅ストックの形成と有効活用において、住宅ストックを有効に活用できる環境づくりの具体策の1つとして位置づけておりますが、このほかにも、民間事業者等との連携による住宅情報の充実や、公的住宅ストックの活用として、道営住宅、UR賃貸住宅ストックの活用なども位置づけているところであります。

なお、次期計画の策定に当たりましては、近年の住宅市場等の変化やライフスタイルの多様化を踏まえ、本市の特性に合った住宅施策について検討してまいりたいと考えているところでございます。以上であります。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

今廃止の理由を語る述べたわけですけども、市長答弁ですと、この住宅市場の変化、それから少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化と、そういった複合的な背景だと言っているんですけどね。この住宅等へのニーズが大きく変化していると言っていますけれども、これがこの助成制度を廃止するということにどうつながるのかが全く見えません。具体的に理由、明確に述べていただきたいと思っておりますけれども。

橋本委員長

高橋市民環境部長。

高橋市民環境部長

山本委員の再質問にお答えを申し上げます。近年の本市の住宅等へのニーズにつきましては、ボールパークの開業に伴う効果などによる住宅市場の変化や、少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化等の複合的な背景により大きく変化しております。具体的には、ボールパーク効果により、市内に住宅を買い手が増えている状況にあり、少子高齢化の進展につきましては共働き世帯、高齢単身世帯の増加、ライフスタイルの変化につきましてはテレワークを活用した複数地域での住まいを実践する動きなどがありまして、住宅リフォーム支援事業などの住宅関連施策については、その効果を検証する必要があるものと考え、見直しを行うものであります。以上でございます。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

よく分からないんですよ。ニーズが変化していると。普通ニーズが変化しているんで、いろいろ検証してどういう政策なら、こういうニーズに合うのかということの方が本来検証されて、だから今の施策はこういう意味では限界があるとか問題があると、課題があるということが明らかにならなければならないんですよ。そこも全然示されていないで、ただニーズが変化しているんでやめると言われても、これ本当にこの助成制度を廃止する理由にはならないと思いますよ。

それともう一つ言いたいのは、いろいろ、語る述べられましたけれども、それで施策の効果を検証する必要があるというふうに述べられていますけれども、普通、先ほど言いましたように、検証するのが先なんです。検証した結果、どういう事業をやっていくんだと。今の事業はそういう面では限界があるんだということが全く示されていないんですよ。少し事業の進め方が違うんじゃないかと思っておりますけど、見解をお伺いします。

橋本委員長

高橋部長。

高橋市民環境部長

お答え申し上げます。リフォーム支援事業につきましては、快適な住環境の整備、そして建設産業の振興と雇用の安定を図るために平成23年度から実施をしております。これまで1,796戸、約1億5,800万円を支援をしております。本市への経済効果といたしましては約24億5,200万円となっております。

これに加えまして、平成30年からはリユース住宅活用サポート事業によりまして、39戸への住宅リフォームの支

援を行っております。

また、空き家流動化促進事業につきましては、平成28年度から今年度、令和4年度の申請ベースも加えますと167戸の住宅解体に助成を行ってきたところでございます。

しかしながら、それぞれの事業におきまして制度導入時に定めました目的について、先ほど申しました住宅そのものを取り巻くニーズや環境の変化などから課題等が生じている状況もございまして、施策の効果を検証する必要があるものと考えまして、見直しをするものでございます。以上でございます。

#### 橋本委員長

山本委員。

#### 山本委員

いや、ぜひ検証してくださいよ。検証した上で、どういう、この廃止理由をはっきりしていただきたいなと思います。だから、そういう意味では、本当にこの住生活基本計画を含めて、非常にすかすかになってきたなと思います。この住生活基本計画の基本目標に影響を及ぼすことについてお伺いしますけれども、先ほどの答弁では基本目標の良質な住宅ストックの形成と有効活用、このために情報提供とか、良質な住宅の活用とか、そのためにリフォーム事業があったわけです。これをやめてしまうということで、もう政策は維持できると答弁されていますけれども、もともとこの良質な住宅ストックの形成と有効活用は3つの柱の事業がつけられてきたわけですね。1つは民間含め情報提供していくということと、良質な戸建て住宅の形成と活用というところにリフォーム事業があったわけです。それと、公的集合住宅、この活用という3本柱があったわけですよ。その1つがリフォーム事業をやめてしまうということで、先ほどの答弁でも、これからは情報提供と公的住宅の活用でやっていくんですと。これで個別住宅の良質なストックの形成と活用ってできるんですか。明らかに計画における施策の欠如になると思いますけれども、見解をお伺いします。

#### 橋本委員長

新田建設部長。

#### 新田建設部長

山本委員の再質問にお答え申し上げます。住宅リフォーム支援事業につきましては、先ほどから申しておりますとおり、平成23年度に住宅関連産業の活性化を目的として施行期限を定め創設されたものであり、これまで期間の延長を行いながら事業を継続してきたところであります。この事業は、平成27年に制定しました住生活基本計画の具体的な施策の1つとして掲げておりますが、計画期間内において事業が廃止することも想定した中で位置づけをしたものであります。

したがって、今後の住宅ストックの取組につきましては、空き地・空き家バンクの活用や、住み替え支援協議会との連携などにより、中古住宅の流通の促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

#### 橋本委員長

山本委員。

#### 山本委員

先ほど言いましたように、この住生活基本計画にこのリフォーム事業と、時限だと言いましたけど、その主要柱として位置づけて、個別住宅の良質なストックをつくっていくというのはこの使命だったわけですね。今お答えにな

りましたけれども、流動化とか、そういうだけでは、要するにお金がかからないものだけでやっていくという考えです。それでは本当に実効性を担保できるのかどうかは疑問だと思います。そういう点では、本当にこれで住生活の基本計画含めて、住宅政策うまくいくのかということについては甚だ疑問だということを指摘したいと思います。

次に、学校図書館活用事業についてお伺いしたいと思います。まちなか司書の拡大の検討についてです。これは、まちなか司書が配置されて、教育長は令和元年第4回定例会で、大曲地区においてモデル事業として展開しております地域まるごと読書支援モデル事業のアンケート結果から、好評をいただいていると。まちなか司書の拡大については、モデル事業での効果を検証して検討を進めてまいりたいと考えていると答弁しているんですよね。まちなか司書というのは、そういう意味では地域を中心とした事業展開をしているということで、北広島としては新たな取組として非常にすばらしいなと私は考えていて、教育長もこのモデル事業を検証して広げていこうよということだと思っただけなんですけれども、それからもう3年以上たっているわけですよね。

個別質疑の中では、来年度まちなか司書を拡大しないことについて、今後検討を行っていくと。いかなきゃなんないからということなんですけれども、そもそも教育長の答弁で3年前に検討していくと答弁していたんですよね。この3年間一体何をしてきたのか、見解をお伺いしたいと思います。

次に、まちなか司書の拡大についてです。同じく、まちなか司書について、教育長は、図書館の利用者数や本が好ましく回答した児童者数の増加、事業での学校図書館活用の拡大などがうかがえ、また保育園では家読パックの利用世帯が増加し、親子で本を有効に活用されている様子が感じられる回答が多く寄せられているなど、好評をいただいていると答弁しております。

こうした効果がある本事業が大曲だけでとどまってよいのかと。他の地域の子どもたちはこうした効果とか恩恵とかというのは後回しでいいのかと。効果のある施策を受けなくてもよいのかと思います。そういうことについて見解をお伺いしたいと思います。

次に、読書の役割を高める司書の配置拡大についてです。これも、かつて教育長が、ご答弁になったんですけども、読書の果たす役割・効果につきましては、児童生徒が言葉を通じて知識を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにするものにし、そして人生をより深く生きていく力を身につけていく上で重要な役割を担っているものと考えておりますと答弁しております。とてもすばらしい答弁だったと思います。そう考えますと、読書の役割効果を理解されている教育長ならば、早急に全市にまちなか司書を拡大して、今、一部の学校にしか配置されてない学校司書についても、全ての学校に配置していくという方向に大きく踏み出して、それを早急に実現していくべきと考えますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

#### 橋本委員長

吉田教育長。

#### 吉田教育長

山本委員のご質問にお答え申し上げます。学校図書活用事業についてであります。まちなか司書につきましては、地域まるごと読書支援モデル事業として、大曲小学校・大曲東小学校区の保育所と幼稚園への巡回、読み聞かせ、学校図書館への巡回、家庭での読書推進につながる家読パック「こつぶ」や、読書普及事業への協力・支援を担当する司書としていただいております。モデル事業に取り組む中で、家読パック「こつぶ」におきまして、園児に寄り添った絵本の選び方や巡回の程度、受入先となる保育所・幼稚園の理解づくりなど、整理すべき課題も出てきているところであり、段階的な展開方策についての検討に努めているところであります。

今後も事業内容の積み上げを基に、安定的な財源や人材の発掘・育成に努めながら、事業全体の充実に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、まちなか司書の効果の拡大についてであります。市内全域におきましては、子どもの読書活動推進計画に基づき、児童読書活動推進事業として、保育所・幼稚園への絵本の巡回事業「小豆」の実施、各小学校には児童図書

学校巡回事業として「豆次郎」を実施するとともに、ブックキャラバンを通し、児童に読みたい本を選んでもらう移動図書館事業を展開するなど、市内全域での児童やその保護者及び児童に対し、読書が身近に感じられる様々な事業に取り組んでいるところであります。

こうした取組を基底にしながら、大曲地区において、まちなか司書を配置し、地域まるごと読書活動支援モデル事業に取り組んでいるところであり、その効果を広げてまいりたいと考えているところであります。

次に、読書の役割を高める司書の配置拡大についてであります。読書の果たす役割効果につきましては、児童生徒が言葉を通じて知識を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、そして人生をより深く生きていく力を身につけていく上で重要な役割を担っているものと考えているところであり、まちなか司書と学校司書の機能を整理するなど、今後も安定した学校・地域の読書環境づくりに努めてまいりたいと考えているところであります。以上であります。

#### 橋本委員長

山本委員。

#### 山本委員

1 つはいろいろ読書活動に取り組んでいるという答弁だったんですけども、このまちなか司書が拡大されていない。ずっとこれ3年間、検討すると言っていて、今のご答弁も全てこれから検討しますということなんですよ。いつになったら本当に実現するのか。検討のスピードが非常に遅いなと感じます。ボールパークについては3年でここまで来たんですよ。スピード感が非常に弱いという感じがします。

まちなか司書の拡大について検討内容、他地区にまちなか司書が拡大されていないという、この今の現状について、どう考えているのかという認識が明らかにされていないんですけども、再度答弁を求めたいと思います。

#### 橋本委員長

吉田教育部長。

#### 吉田教育部長

山本議員の再質問にお答え申し上げます。検討内容のことについてであります。教育長の答弁で申し上げた課題の具体的な検討内容をについてでございますが、受入先の理解促進というものが大きな課題というふうにも考えております。この課題につきましては、選本作業ですとか、それからまちなか司書などの外部の方の出入りの保安体制、こういった部分におきまして、園長はじめ保育所の皆さんのご協力も必要になることへの理解についてでございます。

このことにつきましては、コロナ禍の折、巡回や読み聞かせ活動の制限が余儀なくされて、その効果について他の保育所・幼稚園にしっかりとご理解いただけるように、今後実績をさらに積み上げていく必要があるというものと考えているところでございます。以上です。

#### 橋本委員長

山本委員。

#### 山本委員

そもそも、そういういろんな課題があるということについては、この3年間で本当はやっていただきたかったなと思います。それがやられてないのは残念なんですけれども、今後いかにスピード感を上げて検討していくのかということが課題だと思います。モデル事業なんですから、モデル事業で実施したということは、これは将来、まず事業を検証して広げる上での課題を整理して検討しているための事業なんですよね。それが3年間やって、またこれで検討

するということでは、本当にほかの地区の子どもたちはかわいそうだと私は思いますよ。そういう意味では、至急そういうところを、拡大のための事業をやっていただきたいと思います。

その意味で、いつまでに何を検討して事業を実施するのかという具体的なロードマップを至急つくっていただいて、それを進めていただきたいと考えますけれども、見解をお伺いします。

#### 橋本委員長

吉田教育部長。

#### 吉田教育部長

山本委員の再質問にお答え申し上げます。今後のスケジュール感というようなことにもなってくるかと思いますが、現段階では明確にお示しできるものはございませんが、教育長答弁にもございましたとおり、学校図書館施策につきましては、一定程度の基盤整備、体制づくりを進めているところでございまして、今後は実績を積み上げていくということとともに、先ほどの課題についてもしっかりと整理をするとともに、これまでの図書館の館外サービスの様々な機能、こういったものを整理しながら、今後の幼児を含む幅広い読書活動推進方策について取組を進めながら、より身近な読書環境の充実に努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上です。

#### 橋本委員長

山本委員。

#### 山本委員

これで質問を終わりますけれども、本というものの大切だというのは教育長が一番存じていると思うんですよ。

ですから、今、最後に答弁あったように、大人も含めて、やっぱり北広島の読書環境というものをいかに高めて、知性と知識を市民が享受していくというところを早くつくっていく必要があると思います。

そういう意味では、今回まちなか司書ということでしたけれども、学校司書も含めて、全体のやっぱり読書環境をどうやってつくるのかというところを早急に示していただいて、取り組んでいただきたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

#### 橋本委員長

以上をもちまして、総括質疑を終了いたします。

討論及び採決を行います。

議案第16号 令和5年度北広島市一般会計予算の討論を行います。

討論の通告がございましたので、発言を許します。

永井桃委員。

#### 永井委員

私は、議案第16号、2023年度一般会計の予算に反対の立場から討論いたします。

来年度の一般会計予算案を見ますと、予算審査総括質疑で取り上げた項目をはじめとして、予算内容に問題があると言わざるを得ません。

まず、住宅政策の大幅な後退が上げられます。空き家流動化促進事業、リユース住宅活用サポート事業、住宅リフォーム支援事業といった住宅政策の主要な助成事業が全て今年度で廃止され、2023年度予算には含まれていません。これらはどれもニーズが高く、市民や事業者から好評の事業です。事業ニーズが依然として存在するのに廃止することは納得いきませんし、施策の効果を検証もせずに、事業をただ廃止するというのは本末転倒です。しかも、住政策基

本計画の期間を2年も残した上で、計画の主要施策を代替事業も示さず、ただ廃止するのでは、計画の実効性が担保できず、認めるわけにはいきません。

また、市はごみ手数料を引き上げて、市民負担を増やすことを示しております。しかし、長引く物価高騰の中で、市が市民負担増に追い打ちをかけることは認めることができません。指定ごみ袋作成予算は、ごみ手数料増加を前提としており、私としては反対をすることを示します。

さらには、過去、旧統一教会に関係のある人物、団体と関係を持っていた教育再生首長会議に来年度も負担金を出して参加するとしていることも問題だと考えます。

一方で、まちなか司書の拡大は、モデル地域の拡大を示してから3年が経過し、高齢難聴者への補聴器助成も、市議会で請願が採択されて2年が経過しているにもかかわらず、来年度予算に盛り込まれていないことは、市民の切実な要求を先延ばししていることにほかなりません。

以上のことから、2023年度一般会計予算は、市民の生活や切実な要求に応えたものとは言えないことを表明して、2023年度北広島市一般会計予算の反対討論といたします。

#### 橋本委員長

続きまして、久保田智委員。

#### 久保田委員

議案第16号 令和5年度一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

これまで長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、市民の暮らしや事業活動が大きく制約されてきており、昨今の物価高騰が市民生活へ与える影響も大きくなっている中、北広島市では、市民の生命と健康を守ることを最優先に、市民生活の安定、経済活動の回復に向けた各種施策を全力で進めてこられていることに敬意を表するものであります。

本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上での位置づけが、現在の2類から5類へ移行されることもあり、今後、市民の皆様の地域活動や文化・スポーツ分野での取組など、各種活動が一層活発になることが予想され、あの頃の日常が着実に戻ってくるものと期待しております。

今年は北広島市にとって歴史の大きな転換点となる年であります。中山久蔵翁が寒地稲作を成功させてから150年の節目の年に、北海道の新たなシンボルとなる北海道ボールパークFビレッジが開業を迎えます。北広島市のまちづくり、そして北海道の発展に大きく貢献するボールパーク構想については、先日からエスコンフィールドでのオープン戦が開催され、これまでにないにぎわいを本市にもたらしており、30日の開幕に向けた期待感が日々高まってきているところであります。7年前の平成28年、上野市長が誘致を表明し、そして平成30年に北広島市が建設地と決定してからの間、ボールパーク構想の推進には様々なご苦労があったものと思われまます。関係機関と連携し、地元企業の受注の機会を確保しながらの周辺道路や上下水道などのインフラ整備、機運醸成のための各種事業の推進など、上野市長の強い意欲と確かな実行力が十分に発揮され、夢が形になってきているものと考えております。

そのような中、このたび編成されました北広島市の令和5年度一般会計予算は、過去最大規模の約306億円となっており、新時代を迎える本市が新たなスタートを切るための積極的な予算編成になっているものと考えております。

防災食育センターの整備や、ごみ処理広域化に向けた取組など、市民の安心安全な生活の維持に必要な事業を継続して実施していくとともに、保育定員の拡大に向けた認定こども園などの整備や小児科誘致など、子ども・子育て支援体制の充実への取組が盛り込まれた予算編成となっております。

また、地方自治体の新たな課題であります自治体デジタルトランスフォーメーションやゼロカーボンなどの推進などへの取組も盛り込まれております。

変容していく社会構造に迅速に対応し、市民生活を守るという強い意志が感じられるとともに、社会課題の解決に向けた取組を、成長のエンジンへと転換するという国の総合経済対策などとも足並みをそろえた対応が図られている



ものであり、将来に夢と希望が持てるまちづくりを目指す上野市長の姿勢に、我々も強く賛同するものであります。

北広島が掲げる目指す都市像、希望都市、交流都市、成長都市をまさしく具現化するため、上野市長におかれましては、今後もしっかりと市民の声を聞きながら取り組んでいただき、市民が安心して暮らし続けられるまちづくり、誰もが住みたいと思えるまちづくりを進めていただきたいと思います。

今後の上野市長の行政運営と、北広島市の発展を大いに期待し、令和5年度一般会計予算について賛成するものであります。以上です。

**橋本委員長**

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

**橋本委員長**

以上で、討論を終了いたします。

議案第16号 令和5年度北広島市一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**橋本委員長**

起立多数であります。

議案第16号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和5年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

**橋本委員長**

討論なしと認めます。

議案第17号 令和5年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**橋本委員長**

起立全員であります。

議案第17号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和5年度北広島市霊園事業特別会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

**橋本委員長**

討論なしと認めます。

議案第18号 令和5年度北広島市霊園事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**橋本委員長**

起立全員であります。

議案第18号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 令和5年度北広島市介護保険特別会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

**橋本委員長**

討論なしと認めます。

議案第19号 令和5年度北広島市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**橋本委員長**

起立全員であります。

議案第19号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 令和5年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

**橋本委員長**

討論なしと認めます。

議案第20号 令和5年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**橋本委員長**

起立全員であります。

議案第20号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 令和5年度北広島市水道事業会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

**橋本委員長**

討論なしと認めます。

議案第21号 令和5年度北広島市水道事業会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**橋本委員長**

起立全員であります。

議案第21号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 令和5年度北広島市下水道事業会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

**橋本委員長**

討論なしと認めます。

議案第22号 令和5年度北広島市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**橋本委員長**

起立全員であります。

議案第22号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りをいたします。

本委員会の審査の結果と経過の報告につきましては、正副委員長に一任願いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

**橋本委員長**

ご異議なしと認めます。

当委員会の審査報告につきましては、正副委員長に一任と決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査は全て終了いたします。

これをもちまして、予算審査特別委員会を閉会といたします。

大変皆様方、ご苦労さまでございました。

午前11時13分

委員長